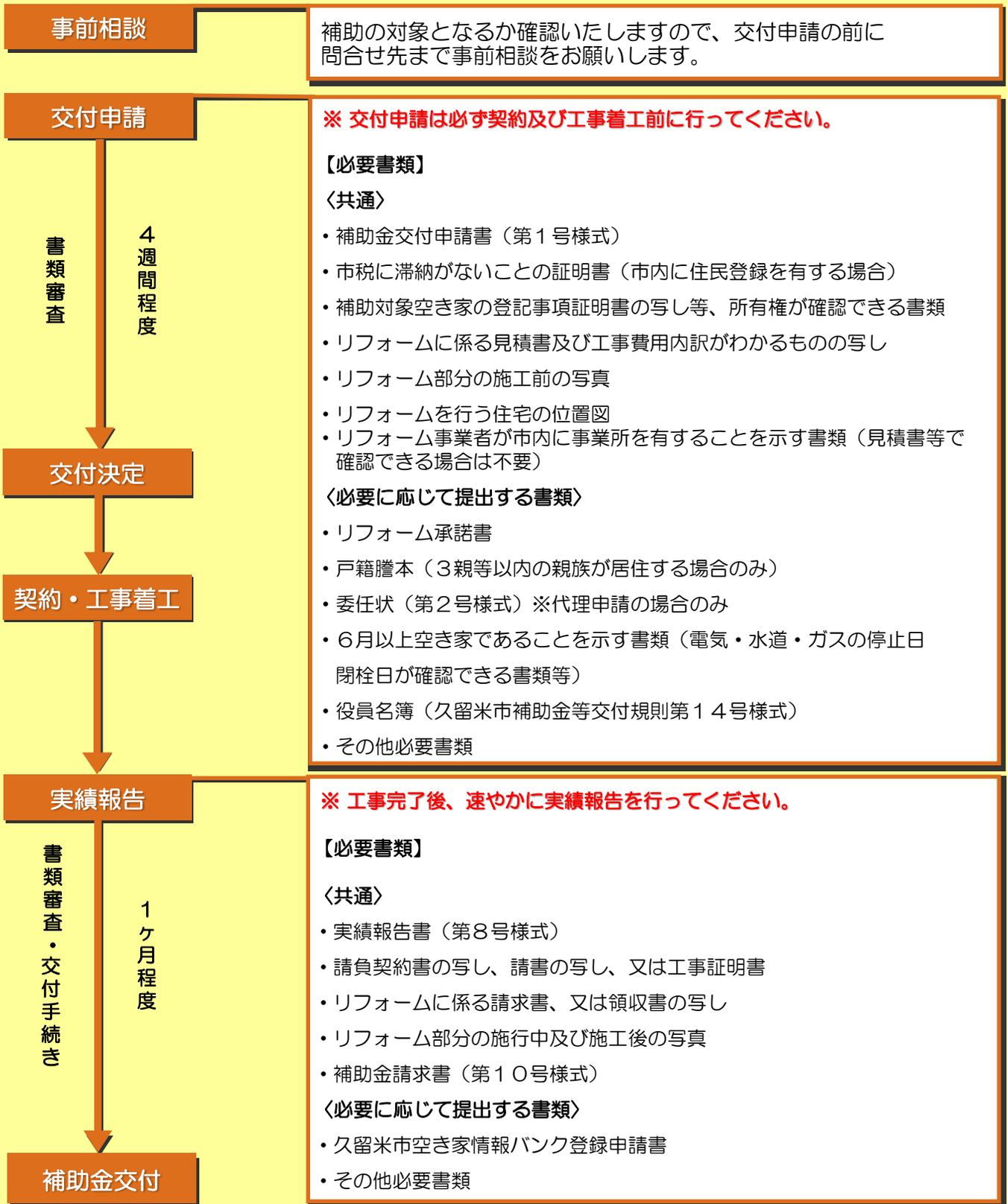


事前相談から補助金交付まで



【注意事項等】

- 申請書、報告書は、申請窓口へご提出ください（郵送、メール等は受け付けません）。
- 代理人により申請の場合は、委任状（第2号様式）が必要です。
- 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法で禁止されています。